解散公告

当社は、平成二十五年六月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十六日

広島県呉市豊町大長甲五九二八番地の二

大長妙見青果株式会社

代表清算人　妙見　真弓

解散公告

当社は、平成二十五年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十六日

広島県尾道市因島土生町一八九九番地の一四

有限会社本通り調剤薬局

清算人　小林　士郎

解散公告

当社は、平成二十五年六月三十日の総社員の同意により、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十六日

宮崎県児湯郡川南町大字川南一三八八六番地一九

合同会社ユノカサービス

清算人　甲斐　章太

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年六月四日に解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、平成二十五年九月十七日までにお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十六日

宮城県加美郡加美町字西田三番五番地

社団法人大崎西部畜産公社

代表清算人　猪股　洋文

解散公告（第一回）

当社団法人は、平成二十五年六月二十八日開催の通常総会の決議により平成二十五年六月二十八日解散したので、当社団法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十六日

千葉県松戸市松戸字神田一〇八三番地九

財団法人松戸市教育会館

代表清算人　杉山　俊郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十五年七月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十六日

長野県松本市大字入山辺一九四〇番地ロ

社団法人旧海岸寺本尊保存会

代表清算人　中澤　正幸

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年三月三十一日組合員が五人未満になったことにより解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十六日

兵庫県宍粟市一宮町生栖五九番地の二

田ノ尻生産森林組合

清算人　前田　安生

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月三十一日の存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十六日

広島県大竹市立戸一丁目六番一号

財団法人大竹市文化振興事業団

清算人　西尾　裕次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月十九日開催の理事会の決議により、平成二十五年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十六日

北海道北見市常呂町字東浜二一番地一

社会福祉法人ところ福祉会

代表清算人　藤橋　和雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十七日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十六日

秋田県鹿角市花輪字新田町一一番地四

社団法人十和田八幡平観光物産協会

代表清算人　小板橋広吉

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十六日

群馬県高崎市高松町三五番地一

財団法人高崎市都市緑化協会

代表清算人　富岡　賢治

解散公告（第一回）

当社は、平成二十五年六月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十六日

秋田県秋田市八橋南二丁目一〇番一六号

社団法人秋田県畜産物価格共済基金協会

清算人　奈良　明弘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十六日

千葉県山武郡横芝光町横芝九七八番地

財団法人フタバ保育園

代表清算人　行木　榮

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年七月十二日瀬戸市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十六日

愛知県瀬戸市幡野町五九番地の二

瀬戸幡野東土地区画整理組合

清算人代表　大橋　明彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年六月一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十六日

島根県隠岐郡隠岐の島町有木殿屋敷二九番地六

社団法人有木報公社

代表清算人　村上　義成

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

尚、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

第８期決算公告

平成25年6月21日

秋田県能代市扇田字扇渕４番地４

株式会社グラノプト

代表取締役　浅原　陽介

貸借対照表の要旨　（平成25年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	624,131	流動負債	149,201
固定資産	862,790	固定負債	279,792
有形固定資産	852,761	負債合計	428,993
無形固定資産	6,730	株主資本	1,057,928
投資その他の資産	3,299	資本金	150,000
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	757,928
		その他利益剰余金	757,928
		（うち当期純利益）	（122,660）
		純資産合計	1,057,928
資産合計	1,486,921	負債・純資産合計	1,486,921